

〈研究ノート〉

障害者権利条約に基づく日本政府に対する総括所見 における「パターナリズム」概念の批判的検討

—— ソーシャルワーク実践理論の視点から ——

木 全 和 巳

要 約

2022年に国連の障害者権利委員会は、初めての「日本の報告に関する総括所見」を採択して公表した。ここには「障害者へのパターナリズム的アプローチ (a paternalist approach) を伴うことにより、障害関連の国内法および政策が、条約に含まれる障害の人権モデルと調和していないこと (the lack of harmonization)」という懸念事項が書かれていた。この論稿では、「国内法と政策」が「人権モデル」との「調和を欠いている」との懸念事項の指摘において、この時の「パターナリズム」概念の批判的使用にはどのような意味があるのかについて、ソーシャルワークの視点から批判的に検討をした。結論として、ソーシャルワークは、法律や制度の枠組みの制限を受けつつも、こうした制限からの解放も視野に入れた「パターナリズム」の性格を否定できない実践であり、「パターナリズム」概念をこのように使用して「障害の人権モデル」と調和していないと言い切ってしまうことについては、「総括所見」における懸念事項として適切な使用法とは言えないことを明らかにした。

キーワード：パターナリズム，障害者権利条約，総括所見，人権モデル，
ソーシャルワーク

I 問題関心・目的・方法

2022年9月2日、国連の障害者権利委員会は、障害者権利条約（CRPD）に基づいて初めての「日本の報告に関する総括所見（Concluding Observation）」以下、「総括所見」を採択し、同年9月7日に公表した。同年8月22日から23日にかけて、スイスのジュネーブにおいて、締約後初の審査が行われた。この対日審査（建設的対話）に先立ち、日本障害フォーラム（JDF）

は条文ごとに日本政府の対応に関する見解をパラレルレポートとしてまとめ、三回にわたり国連に提出している。そして、JDFをはじめとする各団体は、スイスの審査会場に100人超の傍聴団を送っている。日本弁護士連合会も、障害者権利委員会に対して、三度にわたりパラレルレポートを提出している。

「総括所見」とは、国連の人権分野の条約の「条約体」が締約国報告を審査した後に発行する文書である。内容は締約国に対する評価と勧告である。「総括所見」は、各条文について、「懸念事項」と「勧告」に分けて、記述されている。そのために「総括所見（勧告）」と記されることも多い。権利条約の本文に従い、第1条から第33条まで懸念と勧告がまとめられており、第19条、第24条は6項目ある。合計で、懸念93項目、勧告は92項目、留意1項目、奨励1項目となっている。

日本国政府に出された「総括所見」は、他の国々と比較しても分量は相対的に多い。それでも、そもそもの条文の数からみても、指摘された内容的には具体性に欠け、抽象的、理念的な指摘に留まるところが多い。これは「総括所見」の性格からしてもやむを得ないことであろう。したがって、指摘された懸念や勧告の内容についても、評価をする時には、条文、日本政府説明、各団体のパラレルレポート、委員会によって出された一般的意見などの関連文書にあたりつつ、更には実態とも対照し、時には他諸国の総括所見とも比較しながら、加えてこれまでの各分野における研究の成果も参考にして、ていねいに読み拓いていくことが求められる。この際には、当事者の置かれた現状を人権保障の視点から批判的に読み解き、こうした視点から改善をしていくことが何よりも重要であろう¹⁾。

本稿では、権利委員会から出された基本条文第1条から第4条に関連する以下の懸念事項について、適切であるかどうか批判的に検討を行うものである。

A.7 (a) 障害者へのパターナリズム的アプローチ (a paternalist approach) を伴うことにより、障害関連の国内法および政策が、条約に含まれる障害の人権モデルと調和していないこと。
「総括所見」下線は筆者

つまりは、「障害者へのパターナリズム的アプローチ (a paternalist approach) を伴うことにより、障害関連の国内法および政策が、条約に含まれる障害の人権モデルと調和していないこと」の「パターナリズム (paternalism)」概念の使用についての検討である。なお、「医学モデル」との対比において、ICFに基づいて「社会モデル」および「人権モデル」についての検討は、紙幅の関係で別に行うことにしている。「society」と「social」は異なる概念である。「社会的なるもの」については、市野川容孝(2006, 2012)、河野憲一(2016)などの議論もある。正確には「社会モデル」ではなく「社会的モデル」であろう。

ここでは、「国内法と政策」が「人権モデル」との「調和を欠いている」との懸念事項の指摘において、この時の「パターナリズム」概念の批判的使用にはどのような意味があるのかについて

で、ソーシャルワークの視点から検討をする。こうした検討を踏まえておかないと、国連の勧告ではパターナリズムが批判されているので、具体的な検討もなくパターナリズムは「悪い」ことだという一面的な批判がなされることが危惧される。

叙述の方法としては、パターナリズムの一般的な概念と意味、特にその中における「正当性」(legitimacy)の議論を押さえ、次に「障害の人権モデル」の概観をして、ソーシャルワークにおけるパターナリズムについて海外と国内の議論を踏まえ、暫定的な結論を導く順序をとった。

「総括所見」では、現状のニッポンの法律や政策、当然のこうした法律や政策に基づいて行われるソーシャルワーク諸実践について、これらは「権利条約」と対照すると不十分であると指摘されている。わたしはこうした指摘には、現状において納得できる。しかしながら、具体的なソーシャルワーク実践の場において、パターナリズム概念を使いつつ、表面的にその実践を批判することは、時に必要不可欠な実践や支援の内実の否定につながりかねないことを懸念している。そもそもソーシャルワーク実践は、法律や制度の枠組みの制限を受けつつも、こうした制限からの解放も視野に入れた実践であり、本質的にパターナリズム的な特徴をもつ。したがって、パターナリズム概念をこのように使用して、「障害の人権モデル」と調和していないと言い切ってしまうことについては適切な懸念事項の指摘方法であるとは考えない。本論稿では、この点について詳しく検討をしたい。

パターナリズムについては、国内においても、1980年代半ばに発足し、100回以上も続いているパターナリズム研究会の蓄積がある²⁾。この研究会の中心的なメンバーである瀬戸山晃一(2009)は、法学の立場から要約すると「パターナリズムという概念や規制自体の是非ではなくて、個別の領域や事例において、どのようなパターナリズムに基づく法的な規制や保護が不要(不適切)であり、いかなるパターナリズムに基づく制度が必要なのかという規範問題を、公共性の概念の下で、再検討すること」の重要性を指摘している。この研究会から澤登俊雄編著(1997)もまとめられている。ここでは「公権力の介入・干渉を行う理由として、侵害原理、保護原理、道徳原理の三つ」をあげ、特に「保護原理」とパターナリズムとの関連について深く考察していた。立岩真也(2002)も「正面から考えないとならない大切な主題」であると注目していた。宮台真司監修(2012)では「パターナリズムは必然」であり、「可能性と限界を理解することは、機能不全をおこしている政治・社会を乗り越えるために重要」との指摘をしていた。また、現在においても、Grill.K & Hanna.J(2020)の編によるハンドブック、Coons.C & Weber.M(Ed)(2013)の著作など研究が続けられている。こうした研究の批判的な検討を踏まえた上で、建設的で対話的な議論を続けていくことが求められよう。

わたしがこの論稿で明らかにしたいことは、「障害関連の国内法および政策が、条約に含まれる障害の人権モデルと調和していないこと」は十分に同意するが、「人権モデルと調和していない」ことの主要因が必ずしも「障害者へのパターナリズム的アプローチ(paternalist approach)を伴うこと」ではないということである。特に認識能力や判断能力に遅れやもつれがある重い知的しょうがいと自閉スペクトラム症のある人たちに対するソーシャルワーク実践に

関連して、「パターナリズムの正当性」の条件を考察する必要があると考えている。そもそも認識能力、判断能力に遅れやもつれがない肢体不自由の機能しょうがいのある人たちと同じ「しょうがい」としてひとくくりにして、この「パターナリズム」の問題を論じてしまうことに強い疑問をもっている。わたしの考える「人権モデル」の内実には、「正当化されるべきパターナリズム」、「弱いパターナリズム」、「非難されるべきではないパターナリズム」などと表現される内容が含まれていると考えざるを得ないからである。関連して、少年法や精神保健福祉法など実践分野では「国親思想（パレンス・パトリエ）」という扱いがむずかしい概念もあり、議論されている³⁾。

「パターナリズム」については、ソーシャルワーク実践理論の分野では、自由、平等をはじめ、自律、自己決定、エンパワメントと関連させつつ、更には倫理問題としても、実践的にも論じられてきた。意思決定支援とも深く関連する問題群である。権利条約では、国家（ステイト）に、当事者たちの保護をはじめとするさまざまな権利擁護義務を課しているからであり、こうした国家政府の権力の行使の正当性を担保する議論の中に、こうした諸概念が使用されている。「人間としての権利の保護を含めまっとうな権力を行使する」という国家政府の民主主義的形成という問題もある。「福祉社会」を創造するシステムとしての「福祉国家」という「国家」や「政府」や「政治」の役割までも考える必要がある原理的な問題であるからだ。

「障害関連の国内法および政策が、条約に含まれる障害の人権モデルと調和していないこと」については、「そもそも人権モデルとは？」「どこがそうなのか？」「なぜそうなのか？」「どうすれば人権モデルに適合した国内法や施策となるのか？」などの問いについて、個別具体的に検証、検討する必要もあろう⁴⁾。

II 「パターナリズム（paternalism）」とは何か

II-1 「パターナリズム（paternalism）」の一般的な意味

一般的に「パターナリズム（paternalism）」とは、『ウィキペディア日本語版』によると、「強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためだとして、本人の意志は問わずに介入・干渉・支援すること」（下線筆者）とされる⁵⁾。「あなたのために」「良かれと思い」というちからのある者がちからの行使にあたる際には、「善意」があることが前提とされる。ここには、「本人の意思は問わず」とあるので、支援付き意識決定や代理意思決定という「意識決定支援」の課題があることが確認できる。「総括所見」と「意思決定支援ガイドライン」と「最善の利益」との関連については、これも別稿を用意している。また、「父権的保護主義」と翻訳するのが正確だと考える。外務省の仮訳では、「温情主義」となっている。宗教右派を含む家父長的家族主義者の保守派や天皇制に付度したのだろうか。

ニッポン社会に根強い「強い立場にある者が、弱い立場にある者の利益のためだとして、強い立場のある者である自分たちの利益のために、本人の意志は問わずに介入・干渉・支援する」（下線筆者）という発想は、これは本来の「パターナリズム」の定義ではない。これは、「良か

れ」とも思っていない権力による恣意的な「強欲支配」そのものである。現代のニッポンの一部の権力者たちのふるまいは「パターナリズム」ですらないことは確認する必要がある。

対義語は「マターナリズム (maternalism)」とある。この「マターナリズム」という「母性主義」という包摂イメージをもつこの概念も理解がむずかしい。「マターナリズム」は、「相手の同意を得て、寄り添いつつ進む道を決定していくという方針である」とある。後で少しだけ検討することになる「誘導 (ナッジ)」を伴う緩やかな介入も含まれる。ユング的な発想でもある「父性」「母性」というジェンダーに関連する用語をメタファー的に使うことについては、多様性が求められる現代においてはかなりの慎重さが求められよう⁶⁾。

次に、『ブリタニカ百科事典 (社会科学)』「パターナリズム」の項目を読んでみる⁷⁾。この項は Thompson L.J. が書いている。歴史、理論、道徳、社会政策の項目ごとに詳しく書かれていた。

最初の定義では、パターナリズム (paternalism) とは、「恩恵的または保護的な意図をもって、排他的ではないが、人 (または人の階層) の個人の自由と自律性を侵害するものとして一般的に理解されている態度と実践」である。そして、「一般に、個人の自由と権威ある社会的統制の間の競合する主張を含んでいる。また、パターナリズムに関する問題は、個人の権利と社会的保護の主張と、それらの主張を満たすための法的・社会的に正当化された手段の両方を含むこともある。パターナリズムという言葉の言説的な使用は、ほとんど否定的なもので、個人の自由と対立する形で提示することで、特定の政策や実践を矮小化するために用いられる」と説明されている。

理論のところでは、この分野では必ず言及される Dworkin (1972) の論文が次のように紹介されていた。Dworkin は「パターナリズムを「強制されている人の福祉、善、幸福、ニーズ、利益、または価値観のみに言及する理由によって正当化される、人の行動の自由への干渉」と特定した。そして、Dworkin の分析でパターナリズムと見なされるためには、「行動は (1) 被験者の自由を制限し、(2) 被験者の同意なしに実行され、(3) 有益な意図を持って実行される必要がある。(中略) Dworkin は、自由と自律を制限するための条件と正当化に基づいてパターナリズムの基本的な理論的枠組みを確立する際に、さまざまなタイプのパターナリズムを、ハードまたはソフト、広いまたは狭い、弱いまたは強い、純粋または不純、道徳的または福祉として区別した」とある。この三要件は、その後も「パターナリズム」について議論をしていく上で参照され続けている。

社会政策のところでは、最後に、能力 (capability) やしょうがい (disabilities) について、次のように書いていた。「政府、雇用主、家族、専門家、組織の代理人 (agents) は、個人または個人の集団が、生活の本質的な側面において効果的な自己管理の能力を欠いているという理由で、パターナリズムを正当化するために、しばしば危害原則 (the harm principle) を適用する。こうした関心は、たとえば、しょうがい者、貧困層、高齢者などの社会政策や実践という特定の分野に取り組む際に特別なものとされる。パターナリズムは、利害の関係する人たちが一時的あ

るいは永続的に自己決定能力 (the capacity for self-determination) を欠く場合に、道徳的に適切と見なされることがある。こうした人たちが社会に依存しているにもかかわらず、その依存状態に対する貢献的責任 (contributory responsibility) を証明できない場合、パターンナリズムは適切であると見なされることがある。しょうがいや無能力が正当に判断される場合、パターンナリズムによって、社会の有能なメンバーは、能力の低い人たちに、彼ら自身では提供できない生活の質、人間の尊厳のレベル、苦痛からの解放を提供することができる」と。

こうした発想が国家目線、権力者目線ではある。「国親思想 (パレンス・パトリエ)」とも共通するまなざしである。こうした発想は、人間の権利の主体 (agents) としての理解と把握に欠けるが、そのままにしておけない現実がある中で、使われてきた概念であることも確認できる。

最後に『スタンフォード哲学百科事典』「パターンナリズム」の項目についても簡単にみておこう⁸⁾。こちらも印刷すると20ページ近くになる。最初は2002年に書かれ、2020年に改定されている。第一人者のDworkinの著作を使用してまとめられていた。これまでのパターンナリズムの論点に加え、「誘導 (ナッジ)」と関連する「リバタリアン・パターンナリズム」の解説や「パターンナリスティックな嘘」など議論に必要な論点が的確に記述されていた。そして、概念上の問題として、①硬いと柔らかいパターンナリズム、②広義と狭義のパターンナリズム、③弱いと強いパターンナリズム、④純粹と不純のパターンナリズム、⑤道徳的 (モラル) と福祉的なパターンナリズムという対立的な表現を用いて、詳しく本質に迫ろうとしていた。ここでは、「応用倫理」の観点から、導入の最後のところに書かれている興味深い一節のみ紹介しておく。

「パターンナリズムの問題は、私たちの個人生活や公的生活のさまざまな領域で生じる問題である。そのため、応用倫理の重要な領域である。しかし、この問題は、ある種の理論的な問題も提起している。その最たるものが、強制的にもインセンティブ的にも機能する国家は、どのような権力を持つことが正当なのか、また、制度的なものであれ、純粹に個人的なものであれ、個人が互いにどのように関わるべきかという問題も提起している。個人の自律性とその限界についてどのように考えるべきなのか、他者の人格を尊重するとはどういうことか、他者の福祉を尊重することと、他者の意思決定権を尊重することの間にトレードオフがあるとすれば、それは何なのだろうか」と。そして、「国家やさまざまな市民機関によるパターンナリズムの正当性 (legitimacy) に関する規範」が問題であるとしていた。

II-2 パターンナリズムの正当性の議論

次に、考察に必要な範囲で、パターンナリズムの正当性 (legitimacy) に関する議論を確認しておく。

①中村直美 (2007) によるパターンナリズム正当化根拠

この分野の第一人者である刑事法学者の中村直美は、先に紹介したDworkinをはじめとする内外の文献を分析しつつ、パターンナリズムの問題を定式化し (1981)、モラルとの関係で正当化を検討し (1998)、正当化できる次の5つのモデルを提示した (2007)。

よく引用される定式は、以下のものである。

ある人 (S) が、他者 (A) に対して侵害を惹起する場合でなくても、S 自身の利益のためになるという理由から、個人もしくは団体—例えば国家—が、S に対して何らかの介入行為を行うことが正当化できるか、できるとすればいかなる条件の下でか。(中村直美, 1981, 168)

そして、モラルとの関連で議論については、以下のように整理されている。

- (1) 侵害原理との対比でパターンリズムをとらえるためには、他者への侵害という理由で干渉・介入が正当化されるのではなく別の理由で干渉・介入が正当化され得る領域をパターンリズムとして定式化する必要がある。定式化の重要な要素は、次の三つの要素であろう。①ある者が自分自身を侵害しようとしているときに、②その本人のためになるという理由に基づいて、③その者に対して他者が干渉・介入をする。ここでの侵害の意味は、作為・不作為を含め侵害の危険をも含めて、広く何らかの不利益をもたらすこと。
- (2) ある者が他者を侵害しているとき、その者に干渉・介入する (例えば処罰する) ことが本人のためになるとされる場合 (いわゆる教育刑の考え方など)、これは侵害原理とパターンリズムとの混合形態と言ってよい。このような混合形態は、公私様々な領域でよく行われるものであろう。
- (3) ある者が社会のモラルに反しているとき、そのものに干渉・介入する (例えば処罰する) ことが本人のためになるという場合、これはモラリズムとパターンリズムとの混合形態 (いわば教育的モラリズム) と言えよう。
- (4) ある者が社会のモラルに反しているとき、そのモラル違反故に (そのモラルを擁護するために) その者に干渉・介入する (例えば処罰する) 場合がいわゆる (リーガル) モラリズムである。
- (5) ある者が自己のモラルに反しているとき、本人のためになる (自己のモラルを擁護するために) という理由で、その者に干渉・介入する場合、(厳密な意味で) これをモラル・パターンリズムと呼ぶことができる。(中村直美, 1998, 209-210)

そして、正当化できる次の5つのモデルを提示した。

- ①自由最大化モデル：介入という自由への侵害が、それよりも大きな被介入者の自由の擁護のために正当化される。
- ②任意性モデル：被介入者の自己に関わる有害行為が、実質的に任意性を欠いている場合、又は任意的か否かを認識するために当面の介入が必要な場合にのみ、介入が正当化される。
- ③被介入者の将来の同意モデル：被介入者が、将来当該介入を承認することになるとされる場

合に介入が正当化される。

④合理的な人間の同意モデル：十分に合理的である人間ならば当該介入に同意するであろうといえる場合、介入は正当化される。

⑤阻害されていなければ有すべき意思モデル：現に阻害されている被介入者の意思・決定が仮に阻害されていないとすれば被介入者が有したはずの意思に当該介入が適う場合に正当化される。（中村直美，2007，39-42）

中村は、「ある者に対するパターナリズムが正当化されるか否かは、原理的にはそれがその者の自律を実現・補完することになるか否かという基準で判断すべきと考える」（1998，211）としている。本人の「自律（オートノミー）」の能力との関連において、パターナリズムが正当化されるという立場である。

②瀬戸山晃一の議論

瀬戸山晃一（1997）は、中村の研究を受けとめつつ、「現代法におけるパターナリズムの概念」について、ニッポン社会における捉え方の特徴として、以下のようにまとめていた。

一方で、「パターナリズム」の用語は、現代の福祉国家・行政国家における「過剰な法規制」や「余計な法介入」を批判する常套文句として否定的合意を込めて「専断的権威主義」「家父長主義」「大きなお世話」「余計なお節介」「善意の押しつけ」などとほぼ互換可能な同意語表現として非難的に用いられ、他方では様々な法現象を説明する正当化根拠原理として「正当化されるもの」として論じられているという相反する文脈で用いられているということが言える。また社会道徳の維持というモラリズムを含めた意味で用いられたり、様々な論者がそれぞれの問題意識によって必ずしもパターナリズムの定義を明確にしないまま多義的に用いたりもする。（402）

そして、英米法におけるパターナリズム概念の現代的展開について、（1）目的・動機・理念—パターナリズムの理念、（2）正当化・価値判断一定義と正当化論の峻別、（3）被介入者の「自己決定能力」と「意思の不一致」—弱いパターナリズム、（4）手段・方法—非強制的・情報操作としてのパターナリズム、（5）態様・形態—危害原理との区別可能性、（6）危害内容—モラリズムとの区別可能性の6つの視点から詳しく論じている。

現代のソーシャルワーク実践との関連においても、興味深い（1）目的・動機・理念の一部を抜き出し、確認しておく。

その介入を受ける者の自己決定や選択、それに基づく行動や行為の「他者」や「社会道徳」ではなく、「本人自身」に与える影響を問題とし、「法の介入を受ける者自身のため」という愛他的、普遍的動機づけを法介入の目的としていることである。これはパターナリズムの概念にお

いて、いかなる定義においても欠かすことの出来ない核心的要素であるので、「パターンナリズムの理念」と呼ぶこととする。このように愛他的動機を理念とするパターンナリズムは、自由・平等に比べ法理論においてあまり論じられることのない「友愛 (fraternity)」一に密接に関係し、また正義の倫理において排除されてきたとフェミニズム理論が主張している「ケア (思いやり)」の倫理を法理論へと媒介する道を切り開く意義を有すると思われる。(405)

パターンナリズムの目的として、社会福祉の視点、ケアの視点を位置づけている。特にケアの視点については、現在、「ケアは人類的な活動 (a species activity) であり、わたしたちがこの世界で、できるかぎり善く生きるために、この世界を維持し、継続させ、そして修復するためになす、すべての活動を含んでいる。世界とは、わたしたちの身体、わたしたち自身、そして環境のことであり、生命を維持するための複雑な網の目へと、わたしたちが編みこもうとする、あらゆるものを含んでいる」(トロント 2020, 24) として、盛んに議論されている。

瀬戸山は、暫定的なまとめとして、次のように締めくくっていた。

リベラリズムは通常、自己決定能力を備えた自律的な理性的人間を想定しているが、現実の生身の人間は、意思の弱さや近視眼的衝動などや外部からの圧力によって後に後悔する行動をしたり、また不合理な選択をする存在である。実際の日常世界において人々は様々な制約のなかで自己決定を行っている。このようなりベラリズムが前提とする人格像から外れて、自己危害を引き起こしてしまう自己決定を行う者や、自己決定自体が何らかの内的外的影響によって任意的・自発的とは見なされない場合をいかに扱うべきであるのかという問題に深くかかわっているのがパターンナリズムの是非の問題である。(419)

この視点は、ソーシャルワーク実践理論を検討する際には、重要な指摘である。瀬戸山晃一には、関連する論文として、(2010, 2014) などがある。これらは後に紹介する石川時子 (2013) の議論と関連している。

③青木克仁 (2017) らの指摘

憲法学の立場から、青木克仁 (2017) は、「自由主義の文脈においてパターンナリズムが許容される根拠は何か」をテーマにした論文の中で、以下のような「自由を制限するための4つの原則」を基準にしつつ、それぞれの根拠について詳しく考察していた。

1. The harm principle (他者危害原則): 個人の自由は、それが他者に危害を及ぼす時に限って、正当に制限され得る。
2. The principle of legal paternalism (法的パターンナリズム): 個人の自由は、それが社会的理想を脅かす時に、正当に制限され得る。
3. The principle of legal moralism (法的道徳主義): 個人の自由は、不道徳な行為を妨げる

という意味で、正当に制限され得る。

4. The offence principle (他者不快原則)：個人の自由は、それが他者に不快感を生じさせる時、正当に制限され得る。(11)

青木の論点は、明確である。こうした論点は、機能しょうがい（インペアメント／ディスオーダー）を有する有しないに関わらない誰にも当てはまる普遍的な論点である。

自傷や他害を繰り返す強度行動しょうがいと呼ばれる成人たちの構造化を含む環境調整は、支援者側として本人の最善の利益を考慮した支援である。現象的には、ちからの強制を伴う介入が行われている。「身体拘束」などは、「例外3原則」という緊急やむを得ない場合に例外的に身体拘束を行う場合の要件がある。これらは「①緊迫性」「②非代替性」「③一時性」からなり、かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケースに限られるが、この三原則を重視しつつ、行われている。こうした対応は、「パターンリズム的アプローチ」として、否定されて良いのであろうか。

構造化された生活介護の日中活動。中庭には、大きなトランポリンも設置されている。成人の28歳の強度行動しょうがいの利用者。やりたくてしかたがない。止めないといつまでもやりつづける。ずっとやりたい。痛いということがわかりにくいいわゆる感覚鈍麻の方。足首が腫れている。やめようかと声をかけても「イヤ」という表示。時間をわかりやすく決めるなどの支援は、意思決定支援であるのか。どうしてもやめられないときに、支援者が、やさしくであるが、ちからをつかってトランポリンからおろす支援は、「パターンリズム的アプローチ」であろうか。武智秀之（2001）は、「弱いパターンリズム」について次のように書いていた。

弱いパターンリズムとは、ある人が実質的に自己自身の判断を下しえない場合に、その人の自由を制限することによって、保護を加えたり、利益を守ることである。病気で判断能力が低下しているとき、鬱状態で判断能力と行動能力が低下しているとき、介入が道徳的に肯定される。つまり弱いパターンリズムでは、判断や行動の能力低下が議論の前提とされている。(192)

畑本裕介（2011）は、「パターンリズム」概念には、積極的な側面があり、特にワークフェア政策の正当性の中では、必ずしも不正なものではないとしている。そして、「正しいパターンリズム」について、以下のように書いていた。

正しいパターンリズムとはどのようなものであろうか。現代社会の状況の考察から、少なくともいくつかの条件が明らかになるだろう。①人々の福祉の増進を進めるものであって、それを阻害するものであってはならない、②主体性を取り違える誤謬を避ける、といったものである。(10)

このようにパターナリズムは、一面的に否定できる概念ではなく、その正当性を考察することの重要性が指摘できる。

Ⅲ 「障害の人権モデル」とは何か

Ⅲ-1 障害者権利条約の理解

「総括所見」には、「条約に含まれる障害の人権モデル」と記載されているが、「障害者権利条約」には、「障害の人権モデル」という概念は出てこない。「権利条約」の理念と精神において集約される「障害 (disability)」の「理解モデル」を権利委員会は「障害の人権モデル」と表記したと推測できる。ちなみに権利条約の第一条 (目的) では、以下のように、「障害のある人 (persons with disabilities)」を定義している。「障害のある人には、長期の身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害のある人を含む。これらの機能障害は、種々の障壁と相互に作用することにより、機能障害のある人が他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げることがある」。

川島聡・東俊裕 (2008) は、「特別委員会第6回会期終了後に公表された「議長草案」(2005)の添状において、マッケイ議長は障害と障害者を定義する必要があるか否かについては見解が分かっていると述べていた。その上で、議長はこれらを定義すべきでないという意向を示した。その理由として議長は、障害と障害者を定義するのは困難であること、これらを定義することにより特定の障害者を意図せずして排除する危険があることを挙げていた」(21)と指摘している。こうした議論を踏まえることで、条約前文の (e)「障害が発展する概念であることを認め」の文言の意味も理解できる。

Ⅲ-2 Theresia Degener (2014) の「障害の人権モデル」

何が「人権モデル」であるかを納得できるかたちで説明できている文献は少ない。「総括所見」における「障害の人権モデル」の内実を検討する際には、Degener (2014) の論考が参考になる。Degener は、サリドマイドの当事者であり国連の障害者権利委員会の委員や委員長でもあった⁹⁾。

このモデルでは、①機能障害は人権の能力を損ねない、②人権モデルは、第一世代と第二世代の人権を含む、③人権モデルは、人間の多様性の一部として機能障害を評価する、④人権モデルはアイデンティティの問題を認識する、⑤人権モデルは予防政策の評価を可能にする、⑥人権モデルは社会正義をめざして努力するとあり、従来の医療や療育などを重視しない「社会モデル」に批判的であり、克服にもなっている。佐藤久夫 (2020) でも紹介している。①から⑥は、以下のように要約できる。

①機能しょうがい人は人権の能力を損ねない

社会モデルは単にしょうがいを説明しているのに対し、人権モデルはしょうがい者を人間と

しての尊厳を認めるしょうがい者政策の価値をその範囲に含んでいる。人権モデルだけが、なぜ人権が機能しょうがいがないことを要件としないのかを説明することができる。社会モデルは、しょうがい者政策の基礎として道徳的原則や価値観を提供しようとはしていない、しかし条約はまさにそれを追求している。人権は基本的権利である。生まれつき獲得された普遍的なもの、すなわちすべての人間は人権の対象である。人権は機能しょうがいの不在を要件としない。条約はこのメッセージを序文と条項の言葉に反映している。

②人権モデルは、第一世代と第二世代の人権を含む

社会モデルは差別防止政策の公民権改革を支援するが、しょうがいの人権モデルは、より包括的で、市民的政治的権利および経済的社会的文化的権利の両方の人権領域を含む。機能しょうがいはしばしば援助ニーズをもたらすので、しょうがい者が市民のおよび政治的権利以上のものを必要とすることは間違いない。

③人権モデルは、人間の多様性の一部として機能しょうがいを評価する

しょうがいの社会モデルでは、しょうがい者は、機能しょうがいによる痛み、生活の質の低下、早期死亡、および依存症に対処しなければならない可能性があるという事実を無視しているが、しょうがいの人権モデルではこれを認め、社会正義の理論の形成に際してこれらを考慮することを求めている。条約第三条の多様性の原則は、機能しょうがいが欠陥と見なされるべきではないこと、また人の尊厳を損なう可能性がある要因と見なされるべきではないことを明確にするという点で、人権理論への貴重な貢献である。

④人権モデルはアイデンティティの問題を認識する

しょうがいの社会モデルは、しょうがい者政策の貴重な要素としてのアイデンティティ政治(identity politics)を無視しているが、人権モデルは、マイノリティと文化的なアイデンティティの余地を与える。

⑤人権モデルは予防政策の評価を可能にする

しょうがいの社会モデルは予防政策に批判的であるが、しょうがい者の人権保護といえる予防政策については、人権モデルはその評価の基礎を提供するということである。

⑥人権モデルは社会正義をめざして努力する

しょうがいの社会モデルはなぜこの世界の10億人のしょうがい者の三分の二が相対的貧困に置かれているのかを説明できるが、人権モデルは変化へのロードマップ(行程表)を提供する。(Degener, 2014)

「総括所見」では、この Degener の「障害の人権モデル」をきちんと踏まえているかどうかは、療育や教育の「所見」を読む限り、疑問も残る。②「機能しょうがいはしばしば援助ニーズをもたらすので、しょうがい者が市民のおよび政治的権利以上のものを必要とする」という「援助ニーズ」や⑤の「予防政策」は「人権保護」の観点からパターナリズムとの親和性は高い。こうした点については、別稿で詳しく論じる予定である。

IV ソーシャルワーク実践と「パターナリズム (paternalism)」——海外での議論

IV-1 Reamer (1983) の議論から

1980年代にはいると、ソーシャルワークとパターナリズムについて論じられるようになった(Reamer 1983)。ここからは、テーマに関連した興味深い論考をいくつか年代を追いつつ読んでいきたい。

Reamer は、結論のところで「ソーシャルワークにおけるパターナリズムは、常に不適切というわけではない。時には義務的でさえある」(256)として、パターナリズムを否定していない。この論考では、「擬似パターナリズム (pseudo paternalism)」という概念を使って、本来の「パターナリズム」概念は、「過剰な社会的統制を行うために容易に悪用される可能性があるため、パターナリスティックな行為の正当化には特に注意しなければならない。パターナリズムという言葉は、自分の行動がクライアントの福祉に対する利他的な関心によって動機づけられていることを意味するが、実際には個人または組織の利己主義に端を発する行動のカモフラージュとして使われることがあり、実際に使われてきた。残念ながら、クライアントのために拘束したり、騙したり、サービスを提供する必要があるという主張は、最終的に組織とその運営方法を維持するために行われる行動を正当化するためのレトリックに過ぎないことがある(同上)」という指摘が興味深かった。1983年の論考だが、新自由主義の「いまだけかねだだけじぶんだけ」という権力者たちの「似非パターナリズム」批判になっていた。

そして、「パターナリズム立証責任には、法学界で「前進の責任 burden of going forward」と「説得の責任 burden of persuasion」と呼ばれる二つの重要な要素が含まれる。「前進する責任」は、パターナリズムの可能性を提起し、その干渉がおそらく防ぐことができる有害な結果に関する証拠を提示するのは、権限を持つ個人次第であることを意味する。自分の行動が有害でない、あるいは有害にならないことを証明するケースを提示する第一の責任は、クライアントにはないのである。「説得の責任」は、権威ある個人によって提示される証拠が説得力のあるものでなければならないことを意味する。ソーシャルワークにおけるパターナリズムの問題は、クライアントの自律の権利(あるいは否定的自由)と、クライアントの福祉を守り、将来有意義な目標を追求する能力を高めるための援助(肯定的自由)との泥沼の対立に帰結する。結局のところ、自由と幸福の間の複雑な関係、そしてその両方を高めるために必要な手段を理解しようとしてないのであれば、私たちは専門職の生命線を失ってしまうことになる。もし私たちがあまりに干渉しすぎる方向へ誤ると、私たちはクライアントを遠ざけ、委託の罪を犯す危険性がある。また、あまりに多くのことを放置する方向に進むと、怠慢や不作為の罪を犯す危険性がある」(270)と、結論づけていた。一面的に「パターナリズム」概念を否定していない極めてまっとうな結論である。

IV-2 Abramson (1985) のジレンマの議論から

次に紹介するのは、Abramson (1985) の「ソーシャルワーク実践における自律とパターナリズムのジレンマ」という論考である。「道徳原理としての自己決定」に始まり、カントの自律の原則を押さえつつ、「自律」の原理を尊重しつつもその限界について述べながら、「パターナリズムの本質」を押さえた上で、「自律とパターナリズムのジレンマ」について、次のように書いていた。

「クライアントが自分にとって有害かもしれない自律的な行動をとる権利と、ソーシャルワーカーの善を促進し害を防ぐ義務との間に適切なバランスはあるのだろうか。クライアントが自分で目標を設定し、場合によっては有害な間違いを犯す権利を信じる個人と、クライアントが自分の意思とは関係なく、専門家のアドバイスに従うことでしか十分な情報に基づいた選択ができない場合があると信じる個人との緊張は、両立させることができるのだろうか？ クライアントの自己決定の原則は、「ケースワークのプロセスにおいて、クライアントが自ら選択し決定する自由を得る権利と必要性を実践的に認識することである」と書いたバイスティックは、その緊張感を鮮明に表現している。ケースワーカーは、その権利を尊重し、必要性を認識し、クライアントが地域社会と自身の人格の利用可能で適切な資源を見だし利用するのを助けることによって、自己決定の可能性を刺激し、活性化するのを助ける相応の義務を負っている。しかし、クライアントの自己決定権は、クライアントの積極的かつ建設的な意思決定の能力、民法や道徳律の枠組み、そして機関の機能によって制限される。別の言い方をすれば、クライアントの自律の権利である「負の自由」と、クライアントの福祉を守り、将来有意義な目標を追求する能力を高めるための援助である「正の自由」の対立を調整する方法があるのか、という問いかけである」(391-392)と。

そして、「社会の健康か社会の正義か」と問いを立てつつ、男女の道徳観の違いについても述べている。Abramsonは、解決に向けての概念をGadow (1981) の「実存的なアドボカシー (Existential Advocacy)」に見出そうとした。Gadowについては、松本幸子 (2000) が看護学の視点から紹介と論評をしている。

結論のところで「本当に試されること」として、以下のようにまとめていた。「『実存的アドボカシー』のステップを終えた後、クライアントの最終的な選択が実践者の選択と異なっても、クライアントを見捨てずに、一歩下がってクライアントに選択させることができるだろうか。クライアントの自律的な選択によって、実践者が認めない方向、有害と感じる方向に進んでしまったとしても、実践者は責任感と関与を維持できるのか。それこそが、ソーシャルワーカーが、自律的行動の権利と博愛の善を統合し、クライアントの要請と代弁による行動のための有意義な可能性に着手する能力の真のテストなのである」(393)と。

IV-3 CLARK (1998) のコミュニティケアにおける自己決定とパターナリズムの議論から

14 ページに及ぶ大部の論考であった。コミュニティケアという場面における自己決定論のみ

ならずエンパワメント論との関連で、パターナリズムについて議論している興味深い論考であった。ここでは、結論の一部を紹介して、コメントをしておく。

自己決定は、倫理的に健全なソーシャルワークのための価値や教訓の中で、伝統的なポールポジションを維持している。これは長所であると同時に短所でもある。この強みは、サービス利用者の処遇の善し悪しに関する深い信念を、不完全ながらも表現していることであり、コミュニティケアの新しい世界ではあまりにも簡単に失われてしまうかもしれない実践原則を守っていることでもある。ソーシャルワーカーは、行政の経済性や費用対効果に対する絶え間ない圧力が、自分たちの職業の核心を脅かすものであることを痛感している。この弱点は、自己決定の原則だけでは、実践がしばしば必要とする微妙な判断を伝えるには不十分であるということである。必要な自己決定とパターナリズムとの最前線では、ソーシャルワーク倫理の妙策はあまりにも一般化できず、不正確なものである。(400)

このようにパターナリズムの克服を自己決定の原理だけでは解決できないことを示唆している。「政治のプロセスによって達成される社会的コンセンサスを必要とし、個人の意見だけでは決して公平に解決することはできない」とコミュニティケアの場では、「本質的に政治的な性格をもつ」ことを指摘する。加えて、次のようにエンパワメント概念についても、慎重な議論をしている。

公共福祉の新たな基本原則を模索する中で、参加と反抑圧の実践を信奉するエンパワメントが、その答えとして提示されることが多くなった。今回の調査結果は、このような主張が、大げさでないにしても、少なくとも時期尚早であることを示唆している。エンパワメントは、中心的な問題を提起するための新しい実りある方法かもしれない。しかし、エンパワメントが現場の実務家に対して、旧来の疑問に対する新たな洞察を与えたと考えるのは早計である。(同上)

エンパワメントについては、この間、別稿で議論をした(木全和巳 2023)。この論考を踏まえたパターナリズムとエンパワメントとの関連については検討を別途してみたい。

IV-4 Reamer (2005) のパターナリズムへの挑戦から

Reamer (2005) は、「ソーシャルワークにおけるパターナリズムの挑戦」の中で、全米ソーシャルワーカー協会 (NASW) の倫理規定の「ソーシャルワーカーは、クライアントの自己決定権を尊重し促進し、クライアントが目標を特定し明確にする努力を支援する」(規則 1.02) と「ソーシャルワーカーの専門的な判断では、クライアントの行動または潜在的な行動が深刻で予見可能で差し迫ったリスクをもたらす場合、ソーシャルワーカーはクライアントの自己決定権を制限する可能性がある…」(規則 1.02) を取り上げ、「ソーシャルワーカーは、クライアントの

自己決定権への関与と、クライアントを自分自身から守る本能、または道徳哲学者がパターナリズムと呼ぶもののバランスをとる必要」について書いている。そして、「パターナリズムは、ソーシャルワーカーが自傷行為から本人を保護するための自己決定権を妨げるときに発生」するとして、「パターナリズム的な介入が正当化されるためには、ソーシャルワーカーは、クライアントが悲惨な、おそらく不可逆的な結果に直面することを実証しなければならない」こと、けれども、時に、「偽パターナリズム (pseudo paternalism)」と呼ばれる「利己的な目的でパターナリズムの言葉を使用」する「クライアントへの介入がクライアントを危害から保護するために絶対に必要なものを超えている場合」には「深刻な問題」になるとも指摘している。

IV-5 Caroline (2010) における道徳理論とパターナリズムとの関連の議論から

Caroline (2010) は、ソーシャルワークにおける道徳理論の観点からパターナリズムとの関連について論じていた。「パターナリズムはソーシャルワークに内在する要素である。権利の保護、高リスクの状況への介入、裁判所から命じられたサービスや非自発的なクライアントへの援助の提供、同意プロセスやその他のクライアントとの接触における情報の提供（または提供しない）などを含むソーシャルワーカーの他者たちに対する義務はすべて、潜在的にパターナリズム的な行為に関連していて、このように決定を評価している」(5)。

そして、「正当なパターナリズムの行為と不当な行為の区別」の重要性を強調する。「正当化されるパターナリズムの行為とは、ある行為がパターナリスティックであるとみなされるが、ほとんどの合理的な人がそれを許すような行為であることである。正当化できないパターナリズムの行為とは、ほとんどの合理的な人が許さないような行為であり、それによってエージェントは、人に害を与えるという道徳的な責任を負うことになる」(7)と「道徳的な責任」という課題を指摘する。

結論として、「ケースにおいて問題となるパターナリズム的な行為を避けるために、ソーシャルワーカーは自分が行うパターナリズムの行為を正当化する必要がある」こと、「自分たちが行うパターナリズムの行為を正当化するために、ソーシャルワーカーは自分たちが行うパターナリズムのケースの道徳的に関連する特徴を知る必要がある」こと、「ソーシャルワーカーが犯したパターナリズムの事例の道徳的な性質を知るには、道徳理論を知る必要がある」こと、「ケースにおいて不当なパターナリズムの行為を避けるために、ソーシャルワーカーは道徳理論を知る必要がある」ことをあげていた。しかし、現代社会において、何が道徳的で何が道徳的でないかの基準の確定は非常に困難であると思われる。

IV-6 Bransford (2011) における臨床現場におけるパターナリズムとエンパワメントの両立の議論から

Bransford (2011) は、「間主観的 (intersubjective)」な視点を導入することで、臨床現場におけるパターナリズムとエンパワメントの両立の可能性について論じている。

要約をすると、ソーシャルワークは19世紀、宗教的な文脈で生まれた。高邁な改革者たちは、貧しい人々や困窮した人々を「引き上げ」、彼らの問題を「癒し」、より良い生活へと導こうとした。このパターナリスティックなビジョンでは、ソーシャルワーカーは専門家であり介護者であり、クライアントは弱者であり援助と指導を必要とする存在と見なされた。ソーシャルワークは、クライアントを苦しめている精神的・社会的な病気である病理を治療するものだと考えられていた。ソーシャルワーカーは、自らを医師と同等の専門職とみなしていた。

1990年代初頭、ソーシャルワークはエンパワメントモデルを採用し始めた。エンパワメントは、クライアント個人（またはコミュニティ）の力を高め、クライアントが問題を変え、予防するための行動を起こせるようにすることを目指すものである。エンパワメントの支持者は、パターナリズムがクライアントの自然な強みを無視し、ポジティブ（クライアントの生来の能力）ではなく、ネガティブ（問題）に焦点を当てていると考えた。エンパワメントには、クライアントとの協力的なパートナーシップ、無能力よりも能力の重視、個人と環境の二重焦点、クライアントを能動的な主体としてとらえること、歴史的にパワレスな集団に専門家のエネルギーを意識的に向けることが含まれる。エンパワメントでは、ソーシャルワーカーよりもむしろ、クライアントは自分自身が置かれている社会的・物理的環境を理解している「専門家」とみなされる。ソーシャルワーカーは、クライアントが自分の生来の強みを発見し、その強みを活かして自分の人生と環境に対する力を高める方法を支援する。

しかし、エンパワメントは、2つの顕著な弱点を無視している。第一に、クライアントが実際にパターナリスティックなケアを必要とする場合があることである。エンパワメントは、クライアント主導の介入を求めるあまり、時には養われ、世話をされたいという人間の基本的な欲求を無視することになる。クライアントには強みがあるが、同時に弱点もあり、それをケアする必要がある。第二に、ソーシャルワーカーは、しばしば不注意にもエンパワメントモデルを破壊してしまう。ソーシャルワーカーは、表向きはクライアントの「専門性」を重視するが、クライアントが本当に望んでいることや必要なことではなく、ソーシャルワーカーが最適と考える意見、アイデア、結果に向かってクライアントを押し進めてしまうことがある。エンパワメントは、実はパターナリズムの一形態を覆い隠してしまうことがある（下線筆者）。

エンパワメントとパターナリズムのどちらか一方に傾倒するのではなく、Bransfordは相互主観性の実践を推奨している。間主観性モデルでは、パターナリズムとエンパワメントの両方の実践と見解が取り入れられる。ソーシャルワーカーは、クライアントやコミュニティを積極的に育て、「癒す」ことを目指し、必要なケアをすぐに提供することもある。またある時は、ソーシャルワーカーは、クライアントの環境に関する専門知識や、状況を支配し、クライアントの強みを利用し、成長させるためのプロセスを導くようにする。さらに、間主観性は、ソーシャルワーカーに、自分もクライアントと同じように主体であり、人間であることを思い出させる。ソーシャルワークのプロセスは、クライアントとソーシャルワーカーの双方を変化させる。ソーシャルワーカーは、クライアントの実際の強みと専門性、そして自分自身の強みと専門性に対し

てオープンであることを求められ、両者が協力することで、癒しとエンパワメントの望ましい組み合わせに到達することができる¹⁰⁾。

エンパワメント論との関連については、更に検討が必要である。

IV-7 Carney (2023) ら6人による「パターナリズムからエンパワメントへ」から

最後に「パターナリズムからエンパワメントへ」という『しょうがいと社会 (Disability & Society)』に掲載された Carney (2023) ら6人による最新の質的研究による論稿を紹介する。この論稿の副題は、「すべて見る人によって決まる? (all in the eye of the beholder?)」というものだった。

問題関心のポイントは、①エンパワメント、パターナリズム、能力形成 (capacity building) といった用語の意味を正確に定義することは非常に困難であること、②支援が実際に認知機能障害のある人の意志や嗜好の実現を助けるかどうかは、評価するのが難しいこと、③意思決定支援が国連の障害者権利条約で定められた道を歩むことを確実にする簡単な方法はないこと、④意思決定への有意義な参加という別の尺度が支援者の支援の在り方を評価するためのより良い指針となるかもしれないこと、であった。

結論部分では、「パターナリズムやエンパワメントといった概念の理論的な枠組みは、定性的なフィールドワークによって明らかにされた意思決定支援の生きた経験に対して、あまりに抽象的で「滑りやすい slippery」ものであることがわかる」(519) と抽象的な概念の有効性 (非有効性) を実践的に「測定」することのむずかしさを指摘している。そして、「本稿の質的データは、支援される特定の意思決定が、パターナリズム的であるとか、権利意志や選好に力を与えるものであるとか、その程度を評価する作業がいかに主観的で微妙なものであるかを示したが、それは単に「見る人の目」に依存する以上のものであることが証明された。特に、より基本的なライフコースの問題ではなく、日常生活の問題に関しては、評価にある程度の信頼を置くことができることがわかった。しかし、理性的な認知能力がないと判断された人に対する最善の利益パターナリズムに基づく代理意思決定に対するロダムの「空の器」批判から、障害者権利条約 (CRPD) に準拠した「意志、好み、権利」に基づく意思決定への支援へのシフトの程度は、大きな問題が絡むとなかなか明確にはならないことが判明した」(同上) という結論であった。

そして、Bartlett (2020) を次のように引用していた。「現実には、CRPD 委員会が提案したような形で CRPD の遵守を実現するためには、政治家、専門家、そして社会全体において、根本的な政治的変化が必要である。このプロジェクトはまだ始まったばかりである。CRPD のプロジェクトを弱めるということはあるにないが、真の動きを見るには、行政の現実と関わり、関係者がイデオロギー的な立場から出発する理由を理解しなければならない (Bartlett 2020, 12)」と。

V ソーシャルワーク実践と「パターナリズム (paternalism)」——ニッポンでの議論

V-1 石川時子の一連の研究から

社会福祉学（ソーシャルワーク論）の立場から、これらの問題を考察する時に、石川時子（2007, 2009, 2011, 2012）の一連の論考も重要である。紙幅の関係で、二つの論稿に絞って進める。

石川（2007）は、「自律を尊重するパターナリズム」の概念を使用しつつ、「自律」「自己決定」を尊重して拡大する、「自律」を抑圧することを避ける5つの「正当化基準」を検討している。また、パターナリズムに関する行為として「干渉」という用語（interference, intervention）を使用している。5つの「正当化基準」を筆者が要約をし、「→」として、コメントをつけておく。

①判断能力の有無による正当化

子どもや障害者などは判断能力がない／弱いとされ、彼らに対する干渉は比較的許容されやすい。成人に対する干渉は、認知能力や障害の程度が判断基準となる。この基準では判断能力を有する者への干渉（強いパターナリズム）のみをパターナリズムであると考え、判断能力のない者への干渉（弱いパターナリズム）は当然の干渉であってパターナリズムではないと考える立場。

→「本人の最善の利益」という言葉の使い方という総括所見の批判の根拠の一つは、「子ども」と「大人」の区別。そして、意識決定支援に対する総括所見の批判の根拠が意思決定能力の評価であった。

②合理性による正当化

成人等、通常時は判断能力のある人が、一時的・衝動的な欲求や醜態状態、情報不足などで自身に対して不利な行為をする場合、本人の自己決定であっても「合理的ではない」として干渉を正当化できると考える立場。

→精神しょうがい（mental disorder）の当事者が妄想や幻聴により判断能力を失った時の干渉など。総括所見では触れられていない。

③同意による正当化

被干渉者の同意があれば干渉が正当化されると考える立場。ここでは「事前同意」と「事後または将来における同意」の2つがある。「事前同意」は干渉行為の前に説明をし、同意が得られた場合は干渉可能とするもので、インフォームド・コンセントの概念の基礎となっている。「事後または将来における同意」は、事前に同意をとることがむずかしかった場合（不同意を含む）干渉行為の事後に被干渉者が同意すれば正当化されると考える立場。意識昏迷下の患者への医療や、子どもに対する教育などが考えられる。

→「混乱」時の拘束や鎮静剤の投与など。

④被干渉者の利益としての正当化

干渉者が被干渉者にとっての利益を判断し、それが善意に基づいている場合の干渉は正当化されるとする立場。Mill (1859) の立場では、本人が自らの自由を制限してしまう行為であれば干渉は正当化される。

→「意思決定ガイドライン」における「最善の利益」の考え方に通底している。

⑤自律の尊重による正当化

Kleinig (1983) による人格の総体 (personal integrity) という観点からのパターナリズムの正当化。人格の総体とは、本人の人間性、好み、意図、価値観などを総合的にとらえ、それを尊重（あるいは伸張）するような干渉であれば正当化される。人格の総体を考慮することは、干渉者の好みや利益に被干渉者を追従させることを回避することができる。

→障害者権利条約（第12条4）「障害者の権利、意思及び選好を尊重すること、利益相反を生じさせず、及び不当な影響を及ぼさないこと、障害者の状況に応じ、かつ、適合すること、可能な限り短い期間に適用されること並びに権限のある、独立の、かつ、公平な当局又は司法機関による定期的な審査の対象となることを確保する」の前半部分に該当か。

→中村（2001）はパターナリズムが正当化されるのは、干渉を受ける個人の自律の実現・補完する場合であると考えている。人間が理性的・合理的に思考している場合を自律とするのではなく、あやまちを犯すこともある人間像を前提としその人の本来の意思やニーズに沿うことを「自律の尊重」とし、そのような支援をすることは自律を尊重するよきパターナリズムであると正当化している。

→「自律」論については、「自立」論と重ねあわせつつ、別途検討が必要。

石川（2007）の結論部分では「パターナリズムの正当化基準を論じるにあたっては自律概念が多義的に用いられていること、どのような価値判断を含んでいるのかを検討し、それが誘導と異なるのか、さらなる議論が必要」（14）であると書いていた。「自律」概念の更なる検討は石川（2009）でなされているが、この「正当化基準（Criteria for Justification）」が明確であれば、人権侵害に当たらないという結論は重要である。一連の論稿で、「自己決定原理」を考察している。ここでは「発達の意思決定論」を批判的に論じていた。これは別途、「意思決定支援」の論稿で検討する。

石川（2012）では、「誘導（ナッジ）」と「リバタリアン・パターナリズム論」について、ソーシャルワークの視点から考察している。リバタリアン・パターナリズムとは、「押し付けや強制ではなく、選択肢は豊富で個人の自由な意思を尊重しつつも、人間が陥りやすい認知の歪みや誤りを考慮した適切な教育・指導をしたり、行政・公的機関がリスクの低い選択肢を積極的に推奨・提示すること」、あるいは、「人々の行為の結果をより良い結果に誘導するために、自由を保障しつつも、政府などが「誘導」を行う「姿勢」「思想」のこと」、「ナッジ」とは、「選択・行動

の自由を保障しつつも、より良い結果に誘導する「制度」「仕組み」と定義されている。

石川（2012）は、リバタリアン・パターナリズム論の問題として次の3点を指摘していた。

①「価値」の問題の不在

政策立案者や干渉者側の持つ合理性も、万能ではなく限定的であるため、「よい」設計ができるとは限らない。何を「よい」とするのか、価値の問題にも踏み込まなければならない。（51）

②時間経過と慣れの問題

政策立案者や干渉者側の構想が、実際に人々の厚生に寄与するかは現実的には疑わしく、実際に法制化されても異論が続く場合がある。しかし、時間の経過によって反対意見が減っていく場合もある。それは「デフォルト・ルールによる福利が認められ受け入れられた結果」なのか、「政治に失望した結果」なのか、あるいは「考えることを止めた結果」なのか、判然としがたい。（51）

③退出の自由度と選択肢の不在

許容できるパターナリズム論であると主張するのは、デフォルトからの簡易な退出を保障する「オプト・アウトの自由」という議論戦略に依拠している。デフォルトに不満がある場合は、そこから自由に退出できれば、専制支配を受けるわけでも選択肢を制限されるわけでもない。

しかし、社会福祉政策やソーシャルワークにおいて、そもそも退出の自由が保障されるような設計であるかどうかの問題となる。利用できる財、資源が少ない場合、選択肢が制限されており、選びたくなかったとしても他に選ぶものがない、という状況が頻繁に起こる。また価値の問題とも関連するが、デフォルトが設定されることは象徴的機能や権威付けをもたらし、離脱が全くの自由であるかどうかは疑わしい。（52）

そして、「自律尊重のパターナリズム、マターナリズムと自己決定の誘導」についても、示唆に富む指摘をしている。

パターナリズムの一形態としてマターナリズムという形態があり、パターナリズムへの批判の一部はマターナリズムへの反発があることを述べた。マターナリズムとは、明確な抑圧ではなく、母親的な包容で、優しさや共感的態度に絡みとられるように、緩やかに一定の方向へ誘導するような支配である。どうしたいかはあくまで本人の自己決定という形態をとるが、選択肢の提示や干渉者の意図が伝搬し、ある種の強制力を持つ。

また、通常批判されるパターナリズムにも正当化論があることを論じたが、パターナリズムの正当化には、福祉に最も親和性があり有力視される「自律を尊重するパターナリズム」という基準がある。しかしこの正当化論は、他者が誘導・操作的関わった場合でも、本人が決定すれば「自律を尊重する」と見なすことも可能であるという難点がある。誘導された場合の自己決定でも、ソーシャルワークにおける自己決定尊重原則と一見は調和してしまうことになる。

自律を尊重するパターナリズム論と、マターナリズム、およびリバタリアン・パターナリズム論に共通して言えることは、表面上は自己決定の形態をとるが、本人の選好形成に対して誘導が起きることは避けられないという点、むしろ、その誘導を前提とした援助や対話、決定を肯定的に捉える思考が隠されているといえる。

リバタリアン・パターナリズム論、‘Nudge’（ナッジ）の議論からわかることは、干渉者側の価値観に基づいた設計や関わり方は、問題があったとしても、選好形成の段階で関与するために、被干渉者にとって自覚的に支配や強制であるといった意識を持たせにくいため、干渉者側により自覚的な関与が求められる。（53-54）

背景にある価値観を自覚して関与することが第一となる。価値は、人間が作る以上、時代や国家・宗教・社会情勢等によって異なるため、それを排除して何かを構築することは不可能である。ある種の価値に則ったルール作りや関わり方は、避けられないし、必要でもある。ただし、それが恣意的と言われるような、あるいは被干渉者を貶めるような関与の仕方は防ぐことが必要である。

リバタリアン・パターナリズム論から学べることは多数あるが、誘導を正当化するための方策ではなく、恣意的な誘導に陥らない方法論の模索や、被干渉者の自由を保障するための手がかりを、我々は得ることができるのではないだろうか。特に、社会福祉の現場では「オプト・アウト」＝退出の自由が保障されていると言い難い。選択肢の不備ばかりか、むしろ不満を訴えてもその声に耳を傾けない、押しつぶす、という状態がある。デフォルト・ルールからの退出の自由をいかに保障するかは、政策設計においても直接の対人援助でも重要な視点であろう。（54）

「誘導（ナッジ）」と「リバタリアン・パターナリズム論」について、特にソーシャルワーク論との関連については、これも別途検討が必要である。

V-2 樋澤吉彦の一連の論稿から

樋澤吉彦（2003, 2005）は、石川とともに、ソーシャルワークの視点で、パターナリズムについて検討してきた研究者である¹¹⁾。

樋澤（2003）は、理念型としての主要な介入原理である①侵害原理、②不快原理、③モラリズム、④公益（公共の福祉）、⑤パターナリズムについて、その論点も含めて概観している。特にそのなかでも「被介入者である当該個人の利害を根拠とした介入原理であり、且つ医療や社会福祉分野においては一般的に忌避されている傾向のあるパターナリズム概念とその正当化原理に焦点をあて」検討している。結論として、「当該個人の状況に応じた正当化要件をふまえた条件付きのパターナリスティックな介入は、ソーシャルワークにおける自己決定支援に必要不可欠である」（43）としている。

樋澤（2005）でも、「原則的に「消極的」で「弱い」、「受動的」な中村のパターナリズム論に

加えて、さらに原則的に「身体的・物質的」で、かつ「形式的」であることを前提にしたものを暫定的に「パターナリズム」と定義したうえで、ソーシャルワークにおいて「パターナリズム」は決して否定されるものではなく、むしろ本来の意味でのクライアントの「自己決定」を支えるために不可欠な原理である」(67)として、「社会福祉実践のなかで忌避されてきたパターナリズムを実践のなかでもっと言及されてもよいのではないか」(同上)と強調している。

V-3 沖倉智美(2012)「支援付き意思決定」の理論と実際」の「パターナリズム的支援が許容される条件」から

沖倉智美(2012)は、パターナリズム的支援が許容される条件について、以下のように書いていた。

意思決定支援をする際に議論になるのは、パターナリズム的支援が認められるか否かである。パターナリズムとは、ある人の選択とそれに基づく行為が、他者の利益を侵害するわけではないのに、その人のためにならないからやめるようにもっと他の選択や行為をするようにと、他者がその人の意に反しその意思決定に介入することとここでは定義しておくが、一般的に「自己決定」と相反した概念として語られる。しかし前述の、多次元でグラデーション様の能力判定を試みるならば、良質な「選び取られた(方法としての)パターナリズム」と「やむにやまれぬ(仕方のない)パターナリズム」の二つは許容される可能性がある。

まず「選び取られたパターナリズム」とは、当事者とワーカーが自分たちの関係性をパターナリスティックな状況として認識し、課題解決にあたって必要不可欠なものとして、この関係性を可能な限り二者間で選び取るものである。パターナリズムとは、介入する者の判断を介入される者の判断に置き換えることではあるが、介入される者の意思決定を抑圧するものではなく、介入される者の中心的な価値に沿って介入される者のためになされ、その人に悪い結果をもたらされることを防いでいる。親切を装って介入する者の価値を押し付けるものではなく、介入される者の中心的・長期的な目的や話題に合致するものであるならば、介入された者からも感謝されるだろうし、そのような介入ならば許されるのではないだろうか。

さらに、ワーカーのパターナリズム的支援が許されるためには、支援過程における介入の意図・支援方法・到達点が当事者や第三者に説明可能であることが重要である。ただし事前に支援関係に関する同意を得てから支援するには困難を伴い、むしろ支援しながら同意を確認する、あるいは同意されたものとみなしつつ支援する場合のほうが圧倒的に多いであろう。いずれにせよ、当事者の意思確認を随時行うためのコミュニケーションを通じた支援が貫かれなければならない。以上のように考えてくると介入する者は、介入される者に介入を許され認められた者として選び取られる必要があるのである。

次に「やむにやまれぬパターナリズム」とは、「選び取られたパターナリズム」に対する合意が得られなかった場合にワーカーがその責任において代理決定し実行することである。この

場合の前提として、その支援をただちに実行しないと重大な損失（生命にかかわるなど）をもたらすと予測され、当事者の人生観・価値観・信念等に照らしても、その支援の強行が取り返しのつかない損失を与えられることにはならないと判断されるなどの決断を迫られる場面が想定される。当事者とワーカーはその意思決定および実行過程とともに、結果に関する責任を共有する。しかし決定・実行により生じる結果は、最終的にはその当事者にしか請け負うことができないからこそ、他者の者の決定を支援することの責任の重さの前に謙虚（真摯）である必要がある。ワーカーが当事者の意思決定を制約しなくてはならない場面に遭遇し、「気持ちに沿わずに申しわけなかったが、ワーカーとしてはこうするしかなかった（やむを得なかった）」と、ギリギリのところでの判断であることを認識・自覚していることが重要なのである。

以上のことから、ある個人に対するひとつの意思決定にとどまらず、繰り返される支援の積み重ねを考慮し、常に少し先を見すえた現在の支援のあり方を確認することが必要となる。だからこそ、パターンリズムの支援は継続するのではなく、次なる関係性に向けての布石として位置づけることが可能なのである。（240-241）

この議論でも、パターンリズムについて、否定はしていない。

V-4 ひきこもり支援を続けてきた竹中哲夫の苦悩

「ソーシャルワークとパターンリズム」について、50年以上「不登校・ひきこもり」の実践と研究を続けてきた竹中哲夫（2022）は、中西庄司・上野千鶴子（2003）の『当事者主権』に書かれている「当事者主権」という考え方には共感しつつも、ここで論じられている「自己決定権」「代弁」と「パターンリズム」については、以下のように、支援者としての率直な思いを述べている。

中西他が指摘する「パターンリズム（温情的庇護主義）をどう考えたらよいであろうか。パターンリズムは、当事者主権と両立困難な立場である。では当事者主権と、例えば、筆者自身がこれまで述べてきた「ひきこもり支援論」は、両立しているのか、何か少なからず葛藤があるのではないかと、という思いもある。支援者の一人として筆者も自省・自戒を込めてこの問題を考えてみたいと思う。「ひきこもり支援」として語られる支援の内容が「パターンリズム」を真に克服し得ているかということについては、支援者として不断の自己点検が必要であろうと思う。もちろん、ニーズを持つ人の立場を代弁する人たちにおいては、経えず、パターンリズムの問題がついてくるように思う。

適切な自己点検と対応が必要であろうが、筆者には、残念ながら、「この問題の克服にはまだ自信が持てない」という思いがある。（151）（下線は筆者）

竹中は、この正直な表現に至る前段階のところでも、不登校・ひきこもり支援者として、自己

決定と代弁の課題について、中西・上野の本から、引用しつつ、率直な思いを綴っている。このところは、意思決定支援に関連する重要な指摘でもある。

中西他の「私の現在の状態を、こうあってほしい状態に対する不足ととらえて、そうではない新しい現実をつくりだそうとする構想力を持ったときに、はじめて自分のニーズとは何かかわかり、人は当事者となる」という言葉にも共感するが、「ひきこもる人たち」がどのようにして、その構想力を形成し、また共有できるのかということは難しい課題であるように思う。ひきこもり以外の他の困難な状況（多様な心身障害など）にある当事者においても、このような構想力を持つことが困難な状況・事情にある人は多いであろう。誰かが（適切な団体が）、その人のニーズを代弁（代理構想）する必要があると言えよう。（ただし、ここでは、代弁がパターナリズムに陥る危険を回避しなければならないという難問がある）。加えて、この場合、代弁者がどの程度適切に当事者の思いや自己決定内容を汲み取ることができるか、ここにも難しい課題がひそんでいるように思う。

この点について中西他（2003）には、（重度障害者などであっても）「基本的に誰でも自己決定はしているし、できる。」「支援者や介助者は、当事者が自己決定できない場合があると言いたる前に、「どこまで自分に当事者のメッセージを受けとる能力が育ってきたか」を常に問うべきであろう」と指摘する（40-41）。筆者としては、「それもそうだなー」という思いと同時に、それでも、当事者側に自己決定が難しいときはあるような気もしている。（150-151）（下線は筆者）

竹中が後半、「それでも、当事者側に自己決定が難しいときはあるような気もしている」と正直に書いている部分の中西・上野の原文は以下の通りである。

電車が好きで、押さえる人をふり払い、電車が通ると「アーウー」と喜びの声を上げている重度の知的障害者も、親のつごうで在宅から施設に移されたとたんに、食事を摂らなくなり、これまでの目の輝きがなくなり、目がすわり、よだれを垂らすようになった。これも否定的なメッセージを伝える自己表現である。

これを見抜けないのは、周囲の人のコミュニケーションのとり方に問題がある。それを自己決定できないとか、むずかしい障害者だとか、ひとくくりにして、自分自身の側にコミュニケーション能力がないことの言い訳にする人たちが、専門家や施設職員のなかにもいまだいる。支援者や介助者は、自己決定できない場合があると言いたる前に、「どこまで自分のメッセージを受けとる能力が育ってきたか」をつねに問うべきであろう。（中西・上野，2003，43）

「コミュニケーション能力」の問題だけではない。「自己決定」についても、何についてなのかという課題もある。遺産や医療や住まいの変更などの判断については、本人の理解能力も判断能

力も実行能力も影響しよう。総括所見では、「最善の利益」についても、批判的である。ここでは、中西らは、専門職の専門性のなさを批判している。一方で、パターナリズム批判には、専門職の専門性そのものを批判する言説もみられる。

VI 暫定的結論

権利委員会から「障害者へのパターナリズム的アプローチ (a paternalist approach) を伴うことにより、障害関連の国内法および政策が、条約に含まれる障害の人権モデルと調和していないこと (the lack of harmonization)」という懸念事項が出されたことはある種の驚きでもあった。この論稿で述べたように「パターナリズム的アプローチ」は、ソーシャルワーク実践においても、人間の権利の基準とする「正当化 (legitimacy)」の原理をしっかりと認識していれば、改めて批判的に検討する必要もない概念であると当然のように考えていたからである。今回は、紙幅の関係で取り上げなかったが、教育実践においても、同様の議論がなされていた¹¹⁾。子どもの場合は、「主体的権利主体でありつつも、保護される権利がより優位に位置づかなければその生存の継続さえ困難であるというその特性」ゆえに正当性が担保されている。では、認識能力、判断能力が十分に機能することがない重い知的しょうがいや精神的疾患があるおとなの場合については、どう考えたらよいのかという課題の中で、このパターナリズムが問題となったわけである。

こうした議論においては、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的」とするある権利条約の「人権の保護」の理念を確認するだけで十分であると考えられる。支援者、介助者などの誤ったちからの使い方からの「保護」、当事者が自分自身のからだやこころを傷つける行為からの「保護」、そして、当事者たちが他者たちを傷つけてしまう行為からの「保護」という「介入」は、当事者たちの人権を保障するために必要不可欠な行為である。こうした行為を保障しうる社会的、法律的、実践的な諸行為は、正当化されたパターナリズムとしての行為であると考えるのが適切ではないだろうか。

今回、「総括所見」において言及されたので、改めて、いろいろと調べ直してみた。まだまだ読み込みながら、コメントが必要な文献はいくつもある。「障害の人権モデル」は、より包括的で、市民的政治的権利のみならず経済的社会的文化的権利の両方の人権領域を含むものである。機能しょうがいはしばしば援助ニーズをもたらす。このために自由権規約にある市民のおよび政治的権利以上のもの、つまりは社会権規約を充当する諸権利の確認が必要である。「障害の人権モデル」はこうした内実をもつにも関わらず、なぜ権利委員会は「パターナリズム」概念を使用して、自由権規約の内容に偏った懸念事項を書いたのか、パラレルレポートの分析など、突き詰めてみたい課題は、数多く残っている。次は、この課題に関連する支援付き意思決定について、厚生労働省が出した「意思決定支援ガイドライン」の「最善の利益」の概念について、権利委員

会が懸念をしているので、この点について検討したいと考えている。

本稿でつぶさに検討してきたように、現代ニッポンにおけるソーシャルワーク実践は、具体的な社会保障・社会福祉の諸政策や諸施策、特にこうした諸政策や諸施策の貧しさに制約をうけている。けれども、制約を乗り越えつつ、より積極的に生命、安全な生活のための社会的諸権利の確保を担うソーシャルワークという実践は、パターナリズムという側面を持たざるを得ない。わたしにとって、「パターナリズム」概念は、自律に含まれる自己決定、意思決定を可能な限り尊重しつつも、時に、当事者が自傷、他害等を行うことが自身では止められないような認識能力、判断能力に機能不全が生じた場合、判断をすべき対象により、たとえ成人年齢であっても、関係者たちが「最善の利益」を念頭に置きつつ、支援を積み重ねていくことという「正当性」がある時には、こうした支援実践は、否定できないであろう。

ソーシャルワーカーの倫理や道徳との関連も検討されていた。こうした面のみ強調されると「精神主義」に陥りやすい。財政的な保障も含め、更なる検討が必要である。パターナリズムの克服は、自己決定の原理だけでは解決できない。

今回の権利委員会の人権理論は、自己決定能力を備えた自律的な理性的人間を想定したりベラリズムの傾向が強い。そこには、個人の尊重という視点はあっても、コミュニティ、ケア、コモンの視点が弱いように思われる。ここでいうコモンとは、私有財 (Private Goods) や公共財 (Public Goods) と対置される共有財 (Common Goods) という概念で、伝統的には「コモンズ」 (Commons) と呼ばれてきた。関連して、「社会的共通資本 (Social Common Capital)」とも言われている。

リベラルを強調するこうした傾向は、リバタリアニズムに吸収されやすい。リバタリアン・パターナリズムの議論が登場した背景もここにある。一面的なパターナリズム批判は、新自由主義のイデオロギーが跋扈する世界や社会においては、自己責任を強調する思想に絡め捉えやすい。

現実の生身の人間、特に認識能力や判断能力の機能に遅れやもつれがある場合は、パターナリズムが課題となる。こうしたリアルな現実を受けとめつつ、権利委員会の勧告についても、読み解いていくことが求められよう。

註

- 1) 障害者権利条約 総括所見 パラレルレポートなどの資料は、JDF (日本障害者フォーラム) の関連資料の HP (<https://www.normanet.ne.jp/~jdf/data.htm>), JD (日本障害者協議会) の HP (https://www.jdnet.gr.jp/report/17_02/170215.html), DPI 日本会議の HP (<https://www.dpi-japan.org/blog/tag/crpd-parallel-report/>) に掲載されている。
- 2) 京都府立医科大学パターナリズム研究会 (<http://medbioeth.kpu-m.ac.jp/pg4402134.html>) 20230331 確認。
- 3) たとえば、渡辺則芳 (2003) など。
- 4) 馬橋憲男 (2023) は、2023 年 1 月の国連の UPR 審査に触れて、「日本的な「パターナリズム」(父権主義) や「おもいやり」による措置ではなく「権利」という明確な国際基準に基づく人権政策への転換

を求めている」(23)と書いていた。山崎光弘(2023)は、「65歳問題」を争った天海訴訟の判決について、「2022年9月に国連の障害者権利委員会が出した総括所見では、日本政府は権威的・恩恵主義的(paternalistic)な障害福祉施策を継続しており、障害者権利条約が基本とする当事者主権の意味を理解していないという趣旨の勧告がなされています。しかし、千葉地裁・東京高裁判決は明らかに政権の方針を忖度しており、この勧告にも反していることは明らかです」と書いていた。

- 5) <https://ja.wikipedia.org/wiki/パターナリズム> 20230325 確認
- 6) 障害者権利条約を研究する Kanter (2017) は、「ペアレンタリズム (parentalism)」(親主義) という概念を用いていた。
- 7) <https://www.britannica.com/topic/paternalism> 20230325 確認
- 8) <https://plato.stanford.edu/entries/paternalism/> 20230325 確認
- 9) 佐藤久夫の仮訳あり。extension://elhekieabhbkmcefcobjddigjcaadp/https://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/rights/rightafter/a_human_rights_model_of_disability_article_December_2014.pdf
- 10) 関連記事として以下のHPを参照のこと。 <http://www.socialworkblog.org/practice-and-professional-development/2011/01/reconciling-paternalism-and-empowerment-in-clinical-practice-an-intersubjective-perspective/> 20230415 確認
- 11) 樋澤吉彦と立岩真也によるパターナリズム文献 <http://www.arsvi.com/d/p03.htm> 20230415 確認
- 12) 教育とパターナリズムについては、大江洋(2003)と山梨八重子(2014)が参考になった。「今日までのパターナリズムの是非やその正当化根拠の論議では、その対象を権利主体として是認される立場にいる一般成人に限定し、子どもはその範疇から除外している。それは子どもが主体的権利主体でありつつも、保護される権利がより優位に位置づかなければその生存の継続さえ困難であるというその特性にある。ゆえに、おとなと同一に議論することが難しいとしていることによるだろう」(大江洋, 163)。

文献

- Abramson, M. (1985). The autonomy-paternalism dilemma in social work practice. *Social Casework*, 66 (7), 387 – 393
- Bartlett P. (2020) At the Interface between Paradigms: English Mental Capacity Law and the CRPD. *Frontiers in Psychiatry* 11 1-13
- Bransford C.L. (2011) Reconciling paternalism and empowerment in clinical practice: an intersubjective perspective *Social Work* 56 (1) 33-41
- Carney T, Bigby.C, Then S-N, Smith E, Wiesel I. & Douglas J. (2023) Paternalism to empowerment: all in the eye of the beholder? *Disability & Society*, 38:3, 503-523,
- CLARK A. (1998) Self-determination and Paternalism in Community Care: Practice and The British. *Journal of Social Work*, 28 (3) 387-402
- Caroline E.R. (2010) Social Work, Morally Relevant Properties, and Paternalism: Why Social Workers Need to Know Mora Theory. *Journal of Social Work Values and Ethics*.7 (2)
- Coons.C & Weber.M (Ed) (2013) *Paternalism: Theory and Practice* Cambridge University Press
- Degener T. (2014) A human rights model of disability https://www.researchgate.net/publication/283713863_A_human_rights_model_of_disability
- Dworkin G. (1972) Paternalism, 56 *The Monist*, pp. 64-84
- Grill.K & Hanna.J (Ed) (2020) *The Routledge Handbook of the Philosophy of Paternalism* Routledge
- Kanter.A.S (2017) *The Development of Disability Rights Under International Law*. Routledge
- Kleinig J. (1983) *Paternalism*. Manchester University Press.
- Mill J.S. (1859) *On Liberty* Batoche Books Kitchener 2001
- Reamer F.G. (1983) The Concept of Paternalism in Social Work *Social Service Review* 57 (2): 254-

- Reamer F.G. (2005) The Challenge of Paternalism in Social Work Social Work Today
https://www.socialworktoday.com/news/eoe_0105.shtml#:~:text=Paternalism%20occurs%20when%20social%20workers,at%20least%20since%20Aristotle's%20time.20230316 確認.
- Sally Gadow, "Advocacy: An Ethical Model for Assisting Patients with Treatment Decisions," in *Dilemmas of Dying*, ed. Cynthia Wong and Judith Swazley (Boston G.K. Hall, 1981), pp. 135-42
- 青木克仁 (2017) 「自由主義の文脈においてパターナリズムが許容される根拠は何か」安田女子大学紀要 Vol.45
- 石川時子 (2007) 「パターナリズムの概念とその正当化基準」『社会福祉学』第 48 巻第 1 号 7-16
- 石川時子 (2009) 「能力としての自律：社会福祉における自律概念とその尊重の再検討」『社会福祉学』第 50 巻第 2 号 p. 5-17
- 石川時子 (2011) ソーシャルワークにおける自己決定原理の考察 社会福祉 第 52 号 111-122
- 石川時子 (2012) 「社会福祉における「誘導」とリバタリアン・パターナリズム論の近似性」社会福祉 (53) 45-56
- 市野川容孝 (2006) 『社会』岩波書店
- 市野川容孝 (2012) 『ヒューマニティーズ社会学』岩波書店
- 大江洋 (2003) 「子どもにおけるパターナリズム問題」『人文論究』第 72 号 15-37
- 沖倉智美 (2012) 「支援付き意思決定」の理論と実際」『対論社会福祉学 5』中央法規
- 川島聡・東俊裕 (2008) 「障害者の権利条約の成立」長瀬修・川島聡・東俊裕編『障害者の権利条約と日本』生活書院
- 河野憲一 (2016) 『自明性と社会』晃洋書房
- 木全和巳 (2023) 「ソーシャルワーク実践理論における「エンパワメント」概念の批判的検討のために」『日本福祉大学社会福祉論集』第 148 号 75-103
- 佐藤久夫 (2020) 「障害者権利条約をめぐる動向と課題」『前衛』2020. 2 104-117.
- 澤登俊雄編著 (1997) 『現代社会とパターナリズム』ゆみる出版
- 瀬戸山晃一 (1997) 「現代法におけるパターナリズムの概念——その現代的変遷と法理論的含意」『阪大法学』47 (2) 233-261
- 瀬戸山晃一 (2009) 「人間の合理性とパターナリズム」『談』No.83 WEB 版 (<https://www.dan21.com/backnumber/no83/index.html>) 20230325 確認
- 瀬戸山晃一 (2010) 「法的パターナリズム論の新展開 (1) ～リバタリアン・パターナリズム論の含意と法規制～」『阪大法学』60 (4)
- 瀬戸山晃一 (2014) 「法的パターナリズム論の新展開 (2・完) ～非強制的リバタリアン・パターナリズム論の含意と法規制～」『阪大法学』64 (2)
- 武智秀之 (2001) 『福祉行政学』中央大学出版部
- 竹中哲夫 (2022) 『ひきこもり支援者として生きて』かもがわ出版
- 立岩真也 (2002) 「パターナリズムについて——覚え書き」『法社会学』(56) 166-180
- トロント G.C. (著) / 岡野八代 (訳) (著) (2020) 『ケアするのは誰か?』(白澤社)
- 中西庄司・上野千鶴子 (2003) 『当事者主権』岩波新書
- 中村直美 (1998) 「侵害原理, モラリズム, パターナリズムと自律」三島淑臣教授退官記念論集編集委員会編『法思想の伝統と現在』九州大学出版会 199-217
- 中村直美 (2001) 「パターナリズムの概念」西山富夫他編『刑事法学の諸相 (上)』有斐閣 150-168
- 中村直美 (2007) 『パターナリズムの研究』成文館
- 畑本裕介 (2011) 「正しいパターナリズムと不正なパターナリズム」山梨県立大学人間福祉学部紀要 Vol. 6
- 樋澤吉彦 (2003) 『自己決定』を支える『パターナリズム』についての一考察：『倫理綱領』改定議論に

- 対する違和感から」『精神保健福祉』34巻1号 62-69
- 樋澤吉彦（2005）「〈同意〉は介入の根拠足り得るか？—パターナリズム正当化原理の検討を通して—」『新潟青陵大学紀要』5号 35-45
- 松本幸子（2000）「看護におけるアドボカシー——サリー・ガドウの「実存的アドボカシー」論について」
県立長崎シーボルト大学看護栄養学部紀要1 35-48
- 馬橋憲男（2023）「日本の人権状況に厳しい勧告—国連UPR審査」『世界』5月号 23-26
- ミル著斎藤悦則訳（2012）『自由論』光文社
- 宮台真司監修（2012）『統治・自律・民主主義—パターナリズムの政治社会学』NTT出版
- 山崎光弘（2023）日本障害者センター発行「障タイムズ」2023.03.26 Vol.282
- 山梨八重子（2014）「教育におけるパターナリズム正当化根拠の一考察」『先端倫理研究』第8154-173
- 渡辺則芳（2003）「少年保護手続におけるパレンス・パトリエ思想再考」『早稲田法学』78（3）329-341